

令和7年度中央区成年後見制度利用促進事業報告

第1章 中央区成年後見制度利用促進事業について……………	1
1 区の取組について	
2 社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の取組について	
第2章 目指す姿及び施策の方向性……………	3
第3章 令和7年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について	
方向性Ⅰ 成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発を推進する……………	4
施策1 権利擁護支援の普及・啓発	
施策2 権利擁護支援の理解向上	
方向性Ⅱ 成年後見制度を含めた権利擁護支援を安心して利用できる仕組みを作る……………	8
施策3 相談・支援の体制の強化	
施策4 負担軽減の充実	
施策5 地域連携ネットワークづくりの推進	
方向性Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする……………	13
施策6 成年後見等の担い手の確保	
施策7 区民後見人等候補者の活用	
方向性Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る……………	16
施策8 成年後見人等への支援	
第4章 中央区成年後見制度利用促進委員会の点検・評価……………	18
第5章 資料……………	19
1 中央区成年後見制度利用促進事業実施要綱	
2 中央区成年後見制度利用促進委員会設置要綱	
3 中央区成年後見制度利用促進委員会委員名簿	
4 中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱	
5 中央区権利擁護支援推進協議会委員名簿	

第1章 中央区成年後見制度利用促進事業について

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域の中で、家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用促進を図っています。

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるため、令和3年4月から社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」を中核機関と位置付け、業務の一部を委託し、区と社会福祉協議会が一体となって地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

1 区の実施について

(1) 中央区成年後見制度利用促進委員会の運営

区では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、令和3年3月に「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に包含して中央区成年後見制度利用促進計画を策定しました。

計画策定後は利用促進に係る各取組の進捗状況の点検、評価を行い、令和5年9月に「第2期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」を策定し、令和6年3月に「中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に包含して第2期中央区成年後見制度利用促進計画を策定しました。(計画期間：令和6年度から8年度まで)

〔実施回数〕 令和7年度：2回

〔委員構成〕 13人(学識経験者、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員)

委員名簿についてはP.20を参照

〔検討事項〕・成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価に関すること

・中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること

・その他、成年後見制度の利用促進に必要なこと

(2) 成年後見制度利用促進に係る業務委託

社会福祉協議会が実施していた既存の業務に、地域連携ネットワークの構築に係る業務を追加し、令和3年度から社会福祉協議会への委託事業として実施しています。

【主な委託内容】

①制度の普及・啓発 ②相談業務 ③区民後見人の養成 ④区民後見人の法人後見監督業務

⑤申立人・後見人等への支援 ⑥地域連携ネットワークの構築 ⑦権利擁護支援推進協議会の運営

（３）成年後見制度費用助成事業への補助

社会福祉協議会が実施する成年後見制度費用助成事業に係る事業費を区が補助しています。

（４）区長申立て・後見報酬費用の助成

判断能力が不十分な高齢者等で、配偶者及び４親等以内の親族がいない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行います。また、成年後見人に対する後見報酬等の費用を負担することが困難な方に対して、その費用を助成しています。

（５）権利擁護支援事業への補助

社会福祉協議会が実施する権利擁護支援事業に係る人件費及び事業費を区が補助しています。

２ 社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の取組について

社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」では、成年後見制度の利用支援や権利擁護支援事業を実施し、高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていくための支援を行っています。

（１）成年後見利用支援事業

区から委託を受け、弁護士等専門職と連携し高齢者や障害者の権利擁護に関わる総合的な相談窓口として対応するほか、申立ての必要な方に対し、適切な後見人の紹介、申立ての支援等を行っています。また、今後ニーズの高まりが見込まれる区民後見人の養成・支援を行っています。

（２）成年後見制度費用助成事業

判断能力が低下した高齢者・障害者で経済的理由により成年後見制度の利用が困難な方に対し、成年後見報酬等の制度利用に係る経費を助成することで区民の権利擁護を図っています。

（３）権利擁護支援事業

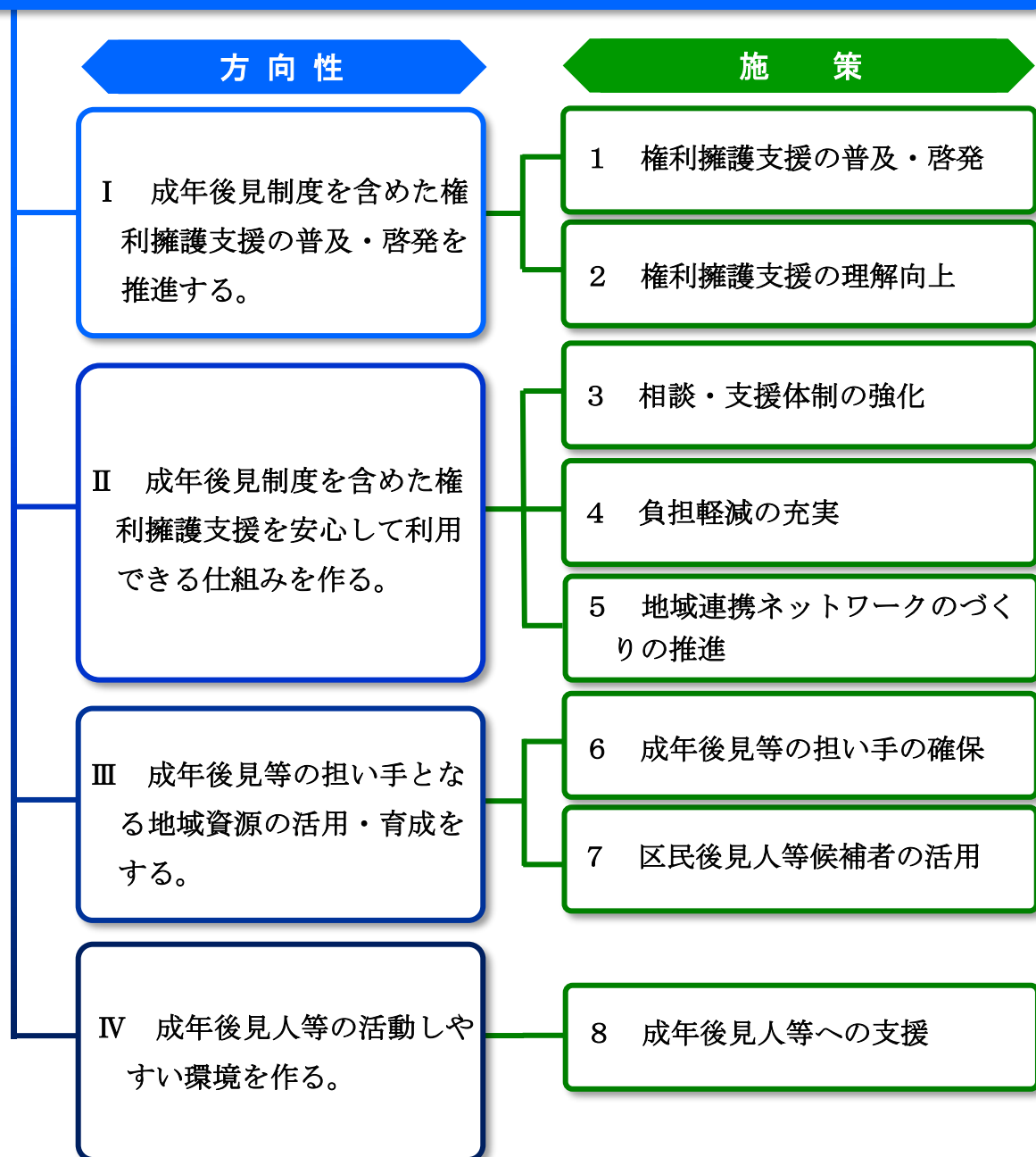
高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスの利用契約や利用料の支払い手続き等の援助を行うとともに、日常的な金銭管理、重要書類の保全等のサービスを提供しています。

第2章 目指す姿及び施策の方向性

中央区が目指す姿と、その実現に向けて取り組むべき施策の体系は次の通りです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度を含めた権利擁護支援により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続し、地域社会に参加しています。



第3章 令和7年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について

方向性Ⅰ 成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発を推進する。

施策1 権利擁護支援の普及・啓発

高齢計画

障害計画

(1) 効果的な広報活動の実施

① 成年後見制度普及・啓発リーフレットの配布

成年後見制度の概要及び中核機関の設置について区民に周知し、制度の理解促進を図るため、区関係機関にてリーフレットを配布しました。

② 広報紙への掲載

区のおしらせ「ちゅうおう」、中央区社協だより「かけはし中央」

③ 区内掲示板へのポスター掲示

区内掲示板にポスターを掲示し、区民に広く周知しました。

掲示先：区内掲示板 約380箇所

④ 「すてっぷ中央」パンフレット・ちらし等の配布

事業の説明及び周知のため、新規利用希望者や出前講座の参加者等にパンフレットを配布しました。また、制度の普及・啓発、講座等の開催について周知を図るために、区内関係機関等へちらしや「すてっぷ通信」を配布しました。

「すてっぷ通信」：年2回発行

⑤ 区、社会福祉協議会ホームページ・SNSの更新

区及び社会福祉協議会のホームページに、制度の概要や利用方法、講座・講演会の開催等の情報を掲載しました。また、講座・講演会などの様子をSNS（社会福祉協議会のフェイスブック）を通して、区民に向けて発信しました。

⑥ イベントにおける周知

区内で実施されているイベントにおいてちらしを配布し、制度の周知を行いました。

主なイベント：健康福祉まつり

（２）地域連携ネットワークを活用した講座、講演会等の実施

① 成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会

成年後見制度について幅広く周知し、理解を深めるため講演会を開催しました。また、講演会と同日に相談会を開催し、成年後見制度の申立手続きや利用方法、遺言や相続等について司法書士が相談に応じました。

成年後見支援センター講演会	
開催日・場所	令和7年10月12日（日）区役所8階大会議室
テーマ	「安心したシニアライフを送るために今できること～任意後見制度と家族信託～」
講師	行政書士 川上 夢香 氏
参加人数	52人（内訳：会場参加28名、後日動画配信視聴：24名）

成年後見制度無料個別相談会	
開催日・場所	令和7年10月12日（日）区役所8階第4、第5会議室、11階ミーティングルーム
相談員	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属の司法書士
参加人数	9組
主な相談内容	・成年後見制度の手続きについて ・障害のある家族の制度利用について ・任意後見制度について ・家族信託について ・高齢の家族のために事前に準備できることについて

② 司法書士会・行政書士会・公証人会との共催による終活座談会・個別相談会

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会をきっかけに、司法書士・行政書士・公証人会との共催による終活座談会・個別相談会を開催しました。

終活座談会	
開催日	令和8年2月19日（木）
場 所	月島区民館
テーマ	～事前準備で不安解消！～任意後見制度・死後事務委任契約・遺言のおはなし
参加人数	18人

個別相談会	
開催日	令和8年2月19日（木）
場 所	月島区民館
相談員	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属の司法書士、行政書士、公証人、すてっぷ中央職員
参加人数	7組

③ 成年後見申立講座

成年後見制度の利用を検討している方、または制度に関心のある方を対象に、制度の基礎から実務まで幅広く学ぶことができる講座を実施しました。

【講師】村田 和也氏（成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士）
黒田 昌宏氏（第一東京弁護士会所属 弁護士）

講座名	開催日	参加人数
成年後見申立講座（基礎編）	令和7年4月17日（木）	15人
	令和7年11月7日（金）	11人
成年後見申立講座（応用編）	令和7年4月18日（金）	13人
	令和7年11月7日（金）	9人

④ 成年後見制度入門講座

「区民後見人（社会貢献型貢献人）を目指す方のための基礎講習」（後掲のP.12 施策6（13）を参照）のうち、成年後見制度の基本理念と概要を学ぶ講義について、区民を対象として聴講を実施しました。

⑤ 出前講座

各団体等からの依頼に応じて、成年後見制度や権利擁護支援事業について、「すてっぷ中央」の職員が出前講座を実施しました。

【主な依頼元】おとしより相談センター、基幹相談支援センター、区内企業、区民カレッジ

【主なテーマ】権利擁護支援事業と成年後見制度の概要、地域でのチーム支援などについて

開催日	場所	参加人数
令和7年7月9日（水）	人形町区民館	10人
令和7年8月28日（木）	福祉センター	10人
令和7年10月22日（水）	SOMPO ひまわり生命保険株式会社	17人
令和7年11月27日（木）	築地社会教育会館	14人
令和8年2月13日（金）	いきいき勝どき	10人

施策2 権利擁護支援の理解向上

（3）職員等を対象とした研修の充実

区職員、福祉関係者向け研修

区職員、福祉関係者のスキルアップを図るために、成年後見制度や権利擁護支援事業の円滑な事務運営に必要な知識習得に向けた研修を実施しました。

また、「区民後見人を目指す方のための基礎講習」（後掲のP.12 施策6（13）を参照）のうち、支援者のための法律知識の講義について、福祉関係者を対象として聴講を実施しました。

福祉関係者のための成年後見制度研修（基礎編）	
開催日	令和 7 年 5 月 27 日（火）
場 所	中央区社会福祉協議会 3 階会議室
テーマ	成年後見制度と権利擁護支援事業について
講 師	・成年後見センター・リーガルサポート東京支部 村田 和也 氏 ・成年後見支援センター「すてっぷ中央」 主事 石川 周平 氏
参加人数	19 人（内訳：会場参加 8 名、後日動画配信視聴 11 名）

（４） 区及び関係機関の相互理解の促進

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会（詳細は後掲の P.10 施策 5（12） 参照）において、各相談支援機関の事業紹介や多職種による意見交換（グループ討議）を行い、関係機関の顔の見える関係づくり、相互理解の促進を図りました。

方向性Ⅱ 成年後見制度を含めた権利擁護支援を安心して利用できる仕組みを作る。

施策3 相談・支援体制の強化

高齢計画

障害計画

成年後見支援事業

判断能力が不十分な高齢者・障害のある方などが、地域で安心して暮らせるよう、後見人等が財産管理や身上監護を行う成年後見制度の利用を支援しました。

・ 一般相談

成年後見制度に関する相談をはじめ、高齢者や障害のある方の福祉サービス利用や、その他生活全般に関する相談に応じました。

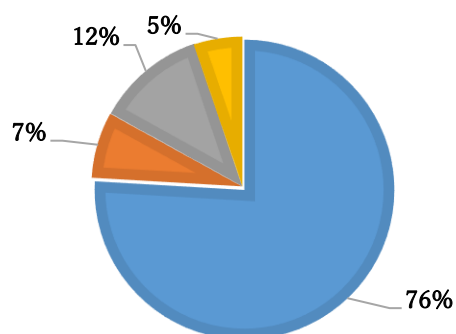
(単位:件)

対象者	成年後見制度	その他	合計
高齢者	1,942	498	2,440
知的障害者	182	16	198
精神障害者	302	91	393
その他	132	77	209
合 計	2,558	682	3,240

(令和8年3月31日現在)

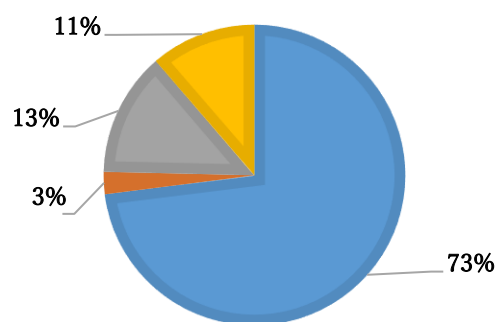
<成年後見制度>

■ 高齢者 ■ 知的障害者 ■ 精神障害者 ■ その他



<その他>

■ 高齢者 ■ 知的障害者 ■ 精神障害者 ■ その他



・ 福祉法律相談

成年後見制度や遺言・相続に関する問題、高齢者や障害のある方の権利侵害に関する相談などに専門の弁護士が対応しました。

専門相談：月1回、3時間（1時間×3回）

(単位:件)

遺言・相続	成年後見	権利侵害	その他	合 計
5	5	1	0	11

(令和8年3月31日現在)

(5) 地域関係者・関係機関と連携した相談体制の強化

① 地域連携ネットワークの強化

権利擁護支援が必要な区民の早期発見・早期支援につなげるため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会（詳細は後掲のP.10 施策5（12）を参照）を開催し、地域連携ネットワークの強化に努めました。

② 地域ケア会議等への出席

状況に応じて適切なサービスや多様な支援を行うために、支援者や関係機関が集まり、個別ケースについて検討する地域ケア会議等へ出席しました。(令和8年3月31日現在)

地域ケア会議出席件数：12件

その他支援会議等出席件数：2件

(6) 支援方針の検討等への司法専門職等の関与

R7年度 充実

司法・福祉専門職の助言（充実）

本人の意思を尊重しながら適切な制度利用ができるよう、本人の支援方針を検討し、必要に応じて司法・福祉専門職からの助言を得ることができる場として権利擁護支援推進協議会を運営しました。

また、権利擁護支援の必要性や支援内容の検討、受任者調整の機会の充実を図るため、令和7年度から、必要時にケース検討会議（臨時会）を開催し、専門職の助言を得られる体制を整備しました。

(7) 本人の意思を尊重した適時・適切な権利擁護支援の促進

権利擁護支援事業から成年後見制度への移行支援

社会福祉協議会が実施する権利擁護支援事業の利用者のうち、成年後見制度の利用がより望ましい方に対しては、制度の概要や手続きに関する情報提供を行うとともに、登録生活支援員と連携して、本人の意思を尊重した制度利用につなげました。

権利擁護支援事業から成年後見制度への移行件数：6件（令和8年1月31日現在）

＜参考＞ 権利擁護支援事業：高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービス利用手続きの支援や財産の保全、日常的な金銭管理などを社会福祉協議会において実施しました。

相談件数	676件	財産管理サービス契約者数	20人
財産保全サービス契約者数	2人	福祉サービス利用援助事業契約者数	41人

(令和8年3月31日現在)

（８）適時・適切な区長申立ての実施

① 区長申立ての検討への司法専門職の参加

権利擁護支援推進協議会において、区長申立ての検討にあたり、困難事例など必要に応じて司法等専門職からの助言を受けました。

② 区長申立ての実施

本人の自己決定権を尊重し、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう検討の上、区長申立てを実施しました。

申立て件数：５件（高齢者：４件、障害者：１件）（令和８年３月３１日現在）

施策４ 負担軽減の充実

高齢計画

障害計画

（９）申立て支援及び費用・報酬助成の充実

R7年度 充実

① 申立てに係る費用・報酬助成（充実）

誰もが成年後見制度を利用できるよう、低所得者を対象として区長申立てに係る報酬助成を行いました。また、親族申立て等の申立て費用・申立て書類作成費用・報酬助成を社会福祉協議会において実施しました。

令和７年度は、報酬助成制度の充実を図るため、対象者の経済的要件や報酬助成上限額の見直しを行いました。

申立て費用助成	親族申立て等：６件（高齢者：６件）
申立て書類作成費用助成	親族申立て等：７件（高齢者：７件）
報酬助成	区長申立て：３件（高齢者：２件、障害者：１件）
	親族申立て等：８件（高齢者：６件、障害者：２件）

（令和８年３月３１日現在）

② 申立てに係る手続の支援

成年後見制度の申立てが必要な方に対し、適切な後見人等候補者や申立書類作成者の紹介、書類作成や本人の面会立会いなどの申立て手続き支援を行いました。

候補者等紹介件数	34 件（法定後見候補者：19 件、申立書類作成：14 件、遺言：1 件）
申立て手続き支援件数	18 件（申立書類作成：15 件、本人面接立会い：3 件）

（令和８年３月３１日現在）

(10) 中央区権利擁護支援推進協議会の運営

権利擁護支援推進協議会の運営

後見等開始の前後を問わず、チームに対して必要な支援ができるよう、司法・福祉専門職団体、関係機関等が連携して地域課題について継続的に協議を行い、関係機関等の連携の強化及び自発的に協力する体制づくりを進めるため、権利擁護支援協議会を運営しました。

	日 程	議 題
第1回	令和7年6月16日（月）	・権利擁護支援方針検討及び受任者調整 ・本会后見活動メンバーの後見人等候補者としての推薦について ・成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について
第2回	令和7年10月28日（火）	・成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について
第3回	令和8年3月3日（火）	・成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について

委員名簿についてはP.22を参照

(11) 中核機関の運営

中核機関の運営

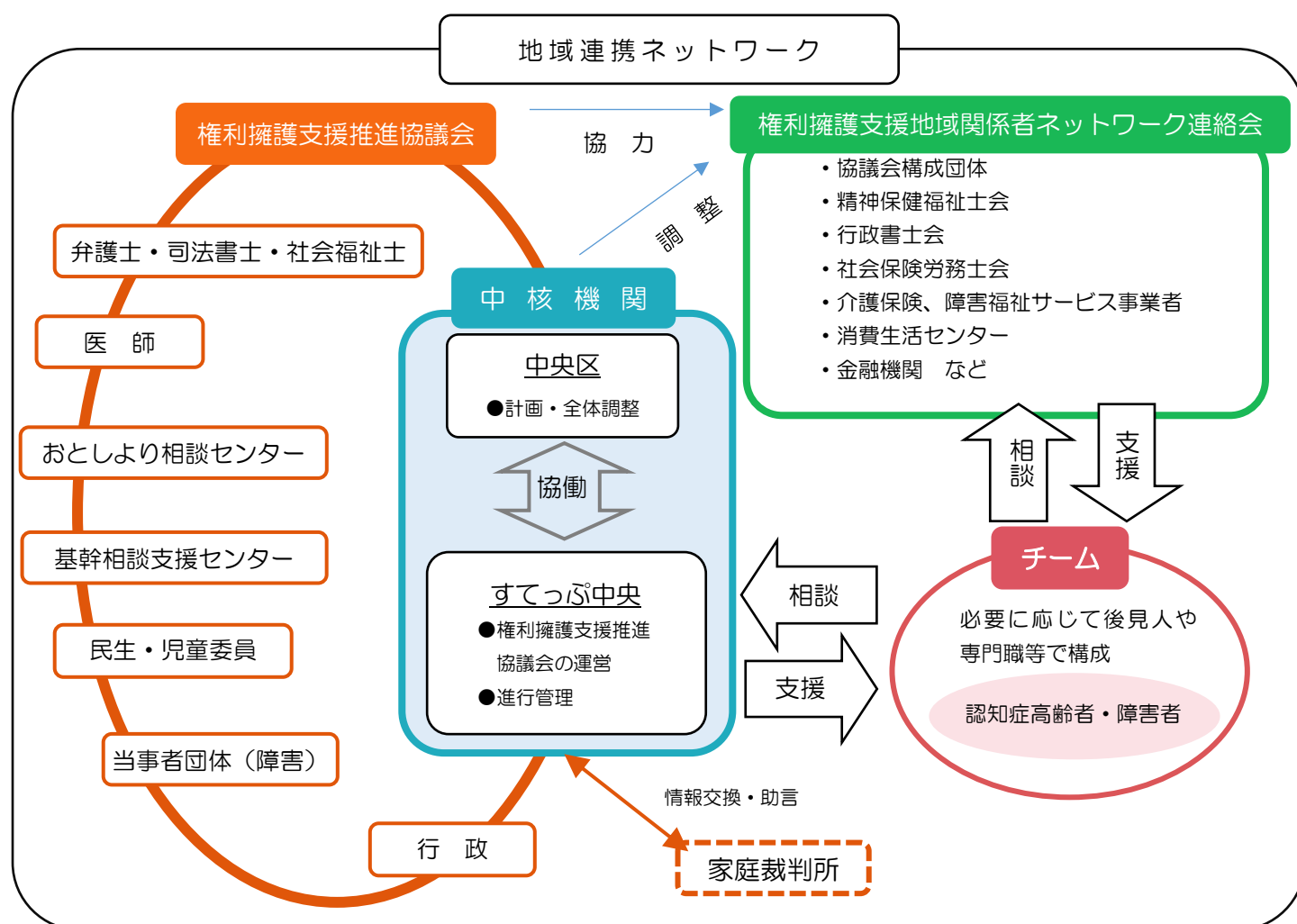
成年後見制度の利用促進、成年後見人等への支援、権利擁護支援推進協議会の運営等を行うため、区及び社会福祉協議会が協働して国基本計画に基づく中核機関を運営しました。

(12) 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催

権利擁護が必要な区民の早期発見・早期支援につなげるため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催し、各相談支援機関の事業紹介や様々な職種による意見交換（グループ討議）を行うなど、地域連携ネットワークの強化に努めました。

第1回権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会	
開催日	令和7年9月12日（金）
場 所	京橋プラザ区民館多目的ホール
内 容	・弁護士会（東弁・一弁・二弁）事業紹介 ・グループワーク 「被保佐人の自己選択と支援者のジレンマ」について意見交換
参加人数	31団体 45名
参加団体	弁護士会、リーガルサポート東京、ぱあとなあ東京、社労士会、税理士会、行政書士会、法人後見実施団体（FPIC 家庭問題情報センター、民事法務協会）、医師会、薬剤師会、民生・児童委員、金融機関（昭和信用金庫、郵便局）、福祉関係者（ケアマネジャー等）、当事者団体、区福祉関係所管課、おとしより相談センター、基幹相談支援センター、消費生活センター、月島警察署、さわかワーク中央、後見活動メンバー等

第2回権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会	
開催日	令和8年1月9日（金）
場 所	中央区役所8階大会議室
内 容	・グループワーク 「共依存にある7040世帯への権利擁護支援」について意見交換 ・ふくしの総合相談窓口事業紹介
参加人数	27団体 38名
参加団体	弁護士会、リーガルサポート東京、ばあとなあ東京、社労士会、税理士会、行政書士会、法人後見実施団体（FPIC 家庭問題情報センター、民事法務協会）、医師会、薬剤師会、民生・児童委員、金融機関（昭和信用金庫）、福祉関係者（ケアマネジャー等）、当事者団体、区福祉関係所管課、おとしより相談センター、基幹相談支援センター、消費生活センター、さわやかワーク中央、後見活動メンバー等



＜参考＞地域連携ネットワーク：従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携により、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる仕組み。

方向性Ⅲ 成年後見 等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

施策6 成年後見等の担い手の確保

高齢計画

(13) 区民後見人候補者の養成・支援

① 区民後見人候補者の養成

地域における成年後見制度の担い手を確保するため、港区との合同実施により区民後見人を目指す方のための基礎講習を実施しました。

区民後見人を目指す方のための基礎講習説明会（第1・2回）	
開催日	① 令和7年8月1日（金）②令和7年8月4日（月）
場 所	① 中央区社会福祉協議会3階会議室 ②月島社会教育会館第2洋室
内 容	成年後見制度の概要、成年後見人の役割、活動にあたっての注意点、基礎講習受講から受任までの流れ、中央区での区民後見人の活動状況等
説明者	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 主事 新井 志穂 氏
参加人数	① 2人 ②1人

区民後見人を目指す方のための基礎講習	
日 時	令和7年11月28日（金）、12月3日（水）、12月9日（火）、12月12日（金）、12月19日（金）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
内 容	・オリエンテーション ・プログラム1 講習概要 ・プログラム2 成年後見制度の基本理念と概要 ※ ・プログラム3 申立て手続きと書類作成 ・プログラム4 対象者に関わる制度・法律 ※ ・プログラム5 対象者の理解① ※ ・プログラム6 対象者の理解② ※ ・プログラム7 支援のための法律知識 ※ ・プログラム8 消費生活相談の実態とその対応 ・プログラム9 対象者の理解③ ※ ・プログラム10 被後見人等への支援の基本的な視点 ・プログラム11 区民後見人の活動報告 ・プログラム12 本人を支える福祉サービスと社会資源 ・プログラム13 後見人からの実践レポート

	・プログラム 14 演習：いろいろな場面を通じて成年後見人としての対応を考える ・プログラム 15 振り返り
--	---

※プログラム 2 は一般区民を対象として、プログラム 7 は福祉関係者を対象として、プログラム 4・5・6・9 は後見活動メンバーを対象として聴講を実施しました。

養成基礎講習修了者累計	45 人（都及び東社協実施の講習修了者を含む）
後見活動メンバー登録者	29 人
区民後見人受任実績累計	15 件（後見 9 件 保佐 5 件 補助 1 件）
区民後見人受任中件数	3 件（後見 2 件 保佐 1 件）

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

＜参考＞後見活動メンバー

区民後見人を目指す方のための基礎講習を修了した方で、区民後見人や地域福祉権利擁護事業の生活支援員などの活動をしています。

② 区民後見人候補者の支援

区民後見人を目指す方のための基礎講習修了後、おおむね 6 か月以上経過した後見活動メンバーのフォローアップを目的として、「後見活動メンバーフォローアップ研修」を開催しました。また、中央区と港区で合同フォローアップ研修&情報交換会を開催し、区民後見人候補者同士で交流する機会を確保しました。

中央区・港区合同フォローアップ研修	
開催日	令和 7 年 9 月 22 日（月）
場 所	麻布地区総合支所 2 階第 3 会議室
テーマ	「認知症の人への医療同意」 講義とグループワーク
講 師	むすび葉クリニック渋谷 医師 荒川 千晶 氏
参加人数	8 人

③ 成年後見等監督人業務

区民後見人の保佐監督人を受任し、区民後見人への支援、監督を行いました。

受任件数：3 件（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（14）区民後見人の活動機会の充実

区民後見人候補者の推薦

区民後見人の選任が適切と判断されたケースについて、権利擁護支援推進協議会で協議の上、区民後見人候補者として推薦しています。

令和 7 年度は、専門職後見人から区民後見人へのリレー方式による受任が 1 件ありました。

＜参考＞リレー方式

リレー方式とは、専門職が後見人を務めていたケースについて、本人の生活が安定した後に区民後見人に引き継ぐものです。当初課題の対応に専門職が力を発揮した上で、より身近な区民後見人が強みを活かした関与が可能になるというメリットがあります。

(15) 法人後見実施体制の強化

R7年度 充実

① 社会福祉協議会による法人後見の実施体制の準備（充実）

令和8年度からの社会福祉協議会による法人後見の実施に向けて、人員体制や運営方法等の整備・検討を行いました。

② 法人後見実施団体との連携

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会等を通じて、法人後見実施団体との連携の強化に努めました。

施策7 区民後見人等候補者の活用

(16) 区民後見人候補者の幅広い活用及びモチベーションの確保

① 登録生活支援員としての活用

区民後見人候補者として受任を待つ期間に、権利擁護支援事業の登録生活支援員として活用し、知識・技術の向上を図るとともに、モチベーションの維持に努めました。

② 区民後見人養成基礎講習での講師等への活用

区民後見人として受任経験のある方を、区民後見人養成基礎講習の講師として活用し、候補者のモチベーションの向上を図りました。

（※区民後見人を目指す方のための基礎講習については、前掲の P.12 施策6（13）を参照）

方向性Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

施策 8 成年後見人等への支援

(17) チームの自立支援

R7年度 充実

① 中核機関によるチーム自立支援

成年後見人等を含むチームにおいて、必要に応じて支援方針の共有や各々の役割分担の確認を行うなど、チーム活動の開始に向けた支援を行いました。

② 協議会・ケース検討会議（臨時会）による支援者への専門的助言（充実）

権利擁護支援推進協議会およびケース検討会議（臨時会）において、対応困難ケースに対する支援方針について専門的助言を行い、支援者間で共有するとともに、本人への適切な支援へとつなぎました。

(18) 成年後見人等選任後の状況把握

① 親族後見人等選任後の状況把握

成年後見制度の相談や申立て支援をした親族に対し聞き取り調査を行い、親族後見人等の状況把握に努めました。 聞き取り調査件数：1件 （令和8年3月31日現在）

② 親族後見人向け講座・交流会、成年後見申立講座の開催

親族後見人等を対象に講座や交流会を開催し、定期報告書の作成支援など親族後見人の不安を解消するとともに、親族後見人等の状況把握に努めました。

（成年後見申立講座については、前掲 P. 5 施策 1（2）②を参照）

(19) 親族後見人等への支援の充実

親族後見人向け講座・交流会の開催

親族後見人等が一人で悩みを抱え込まないように、親族後見人等向け講座・交流会を開催しました。

開催日	テーマ	講師	参加人数
令和7年7月18日（金）	本人を支えるチーム支援について	社会福祉士 鳥居理英子氏	3人
令和7年11月14日（金）	今更聞けない！？～成年後見制度の基本～	司法書士 村田和也氏	4人

(20) 成年後見人等の郵便物の送付先変更手続きの一括変更

R7年度 充実

令和6年度から、成年後見人等の事務手続きの負担軽減に向けて、成年後見制度を利用している方の郵便物の送付先を一括変更するための運用を開始しました。令和7年度は、オンラインによる受付を開始し、10月からは対象書類の拡大をするとともに、受付窓口を追加しました。

令和7年度実績：59件（令和8年3月31日時点）

第4章 中央区成年後見制度利用促進委員会の点検・評価

1 総合評価

令和7年度の成年後見制度の利用促進に関わる施策、取組の進捗状況はおおむね順調に進んでいる。

以下、主な取組項目ごとに今後の方向性を示す。

【法人後見の実施に向けた検討】

社会福祉協議会による法人後見の受任に向け、どのようなケースを受任していくか、検討を進める。

さまざまな広報媒体を活用し、偏った説明にならないよう留意して普及啓発に取り組む。

法人後見の強みを活かした本人支援を進めていく。

【チームの自立支援】

本人支援にあたり、関係者がチームに入ってもらうことは重要である。医療的な分野の知識を持っている方、本人の特性等を知ってる方などに入ってもらえるようなシステムを構築する必要がある。

2 主な意見

- ・法人後見にはメリットもあるが、個人での受任に比べ、責任が分散されるリスク等のデメリットもある。弱みの部分も十分認識いただいた上で今後の方針などを決めていただきたい。
- ・安心感という意味で、社会福祉協議会による法人後見の実施は賛成である。
- ・送付先の一括変更について、オンラインでできるのは23区の中でも数区だと思う。とてもありがたい。
- ・チーム支援について、本人や支援者間だけでうまくいく場合もあれば、必ずしもそうでない場合もあるので、行政や社協に調整してもらえるとスムーズに支援ができることもある。今後も必要に応じて、チーム支援を実施していただきたい。
- ・申立て以前や申立て中における緊急時の金銭管理等についての体制整備をぜひ検討していただきたい。

第5章 資料編

1 中央区成年後見制度利用促進事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者（以下「認知症高齢者等」という。）が住み慣れた地域の中で、家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により当該認知症高齢者等の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、中央区が行う成年後見制度の利用の促進に係る事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 区長は、認知症高齢者等の意思を最大限尊重し、成年後見制度の利用が本人の権利の行使並びに権利の保護及び実現のためとなるよう、公正かつ適切に事業を行わなければならない。

（事業の内容）

第3条 区長は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 権利擁護及び成年後見制度に関する相談対応
- (2) 成年後見制度及びその利用促進に係る普及・啓発
- (3) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の候補者の推薦その他の成年後見制度の利用に関する支援
- (4) 区民後見人、区民保佐人及び区民補助人（東京都後見人等候補者養成事業実施要領（平成17年12月15日17福保総企第655号）に規定する社会貢献型後見人をいう。）の候補者の養成及び活用
- (5) 成年後見人等に対する支援
- (6) 地域連携ネットワークの構築及び強化
- (7) 中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱（令和3年3月25日2中福管第1275号）第1条に規定する中央区権利擁護支援推進協議会の設置及び運営
- (8) 社会福祉法人中央区社会福祉協議会が行う成年後見制度の利用の促進に係る事業に対する助成
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

（業務委託）

第4条 区長は、事業の全部又は一部を社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人等に委託して実施することができる。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 中央区成年後見制度利用促進委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に係る施策の適切な運用、進捗状況の点検、評価等を行うため、中央区成年後見制度利用促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により定める中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する13人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 法曹等関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長並びにその職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

3 中央区成年後見制度利用促進委員会委員名簿

令和7年12月1日現在

区 分	氏 名	所属団体
学識経験者	宮崎 牧子	大正大学人間学部教授
医師	竹見 敏彦	中央区医師会
弁護士（専門相談 担当）	相原 佳子	野田記念法律事務所
弁護士	安藤 博規	東京弁護士会
司法書士	安井 正登	成年後見センター・リーガルサポート東京支部
社会福祉士	鳥居 理英子	東京社会福祉士会
福祉関係団体等 (5名)	前場 京子	中央区心身障害児者の進路と生活を考える会
	植田 朱美	中央区民生・児童委員協議会
	石川 紫	月島おとしより相談センター
	鈴木 崇弘	基幹相談支援センター
	八木 英之	中央区社会福祉協議会在宅福祉部長
区職員 (2名)	大久保 稔	福祉保健部長
	田部井 久	高齢者施策推進室長

(敬称略:順不同)

4 中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「認知症高齢者等」という。）の権利擁護に資するため、法律及び福祉の専門職団体、関係機関等（以下「専門職団体等」という。）による連携の強化、専門職団体等が自発的に協力する体制づくりの推進等を行う機関として、中央区権利擁護支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 認知症高齢者等の権利擁護に係る支援の必要性及び適切な支援内容の検討に関すること。
- (2) 専門職後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人に選任された弁護士、司法書士、社会福祉士等をいう。）及び社会貢献型後見人等（東京都後見人等候補者養成事業実施要領（平成17年12月15日17福保総企第655号）に規定する社会貢献型後見人をいう。）の候補者の推薦に関すること。
- (3) 認知症高齢者等の権利擁護に係る必要な支援を行うための専門職団体等による地域連携の仕組みづくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症高齢者等の権利擁護に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 医師
- (2) 法曹等関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長並びにその職務)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 協議会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5 中央区権利擁護支援推進協議会委員名簿

令和7年12月1日現在

区 分	氏 名	所属団体
医師	竹見 敏彦	中央区医師会
弁護士	相原 佳子	野田記念法律事務所
司法書士	鈴木 譲	成年後見センター・リーガルサポート東京支部
社会福祉士	鳥居 理英子	東京社会福祉士会
福祉関係団体等	前場 京子	中央区心身障害児者の進路と生活を考える会
	植田 朱美	中央区民生・児童委員協議会
	中島 圭一	京橋おとしより相談センター
	鈴木 崇弘	基幹相談支援センター
行政	植木 清美	福祉保健部地域福祉課長

(敬称略：順不同)